

## 夕張市財政再生計画の変更 (平成27年6月)の概要

- 本年3月3日に夕張市の財政再生計画の変更に同意したが、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、財政再生計画に計上した平成27年度分の歳入・歳出額を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保及び歳出の抑制により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針並びに財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額については変更はない。

### I 経過

- H27.6.4 夕張市議会が財政再生計画の変更を議決
- 〃 夕張市長が総務大臣宛の財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を北海道知事に提出
  - 〃 北海道知事が意見を付して財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を総務大臣に提出

### II 歳入・歳出額の変更における主な内容

#### 1 主な変更事項

##### (1) し尿処理場各処理槽清掃(+29百万円)

平成27年7月より汚泥再生処理センターが供用開始されることから、既存のし尿処理場の閉鎖に伴い処理槽の清掃を実施するもの。

(財源) 一般財源29百万円

##### (2) 臨時福祉給付金給付事業(+24百万円)

平成26年4月の消費税率引き上げに際し、低所得者対策として、市町村民税(均等割)が課税されていない者に対し臨時福祉給付金を給付する措置が実施されたが、平成27年度においても実施することとなったため、必要経費を追加計上するもの。

(財源) 国支出金24百万円

**(3) 社会保障・税番号制度対応システム改修（＋16百万円）**

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）導入に伴い、住民基本台帳システム、生活保護システム及び障害者自立支援システムの改修を実施するもの。

（財源）国支出金2百万円、一般財源14百万円

※ 変更が必要となる一般財源については、財政調整基金繰入金等により対応するため、財政再生計画の主要部分である計画期間等への影響はない。

**2 性質別歳入・歳出の増減**

**【一般会計】**

**(1) 歳入**

国・道支出金の増（＋30百万円）、繰入金の増（＋82百万円）、その他の増（＋3百万円）により115百万円の増

**(2) 歳出**

人件費の増（＋2百万円）、物件費の増（＋66百万円）、維持補修費の増（＋3百万円）、建設事業費の増（＋10百万円）、その他の増（＋35百万円）により115百万円の増

**(参考) 歳入・歳出の全体像**

**【一般会計】**

(27年度予算)

(単位：百万円)

区分	変更前	変更後	増減額	主な内容	
歳入	地方税	804	804	—	
	地方譲与税	59	59	—	
	地方交付税	4,848	4,848	—	
	国・道支出金	1,719	1,749	30	臨時福祉給付金給付事業費補助金+18 臨時福祉給付金給付事務費補助金+6 子育て世帯臨時特例給付金事業費補助金+2 子育て世帯臨時特例給付金事務費補助金+2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金+2
	繰入金	946	1,028	82	幸福の黄色いハンカチ基金繰入金+18 子ども・文化振興基金繰入金+6 財政調整基金繰入金+58
	地方債	672	672	—	
	その他	1,135	1,138	3	夕張まちづくり寄附金+1 空知産炭地域新産業創造等事業助成金+2 南空知ふるさと市町村圏組合補助金+1
	合計	10,183	10,299	115	
歳出	人件費	1,055	1,057	2	臨時福祉給付金給付事業+1 子育て世帯臨時特例給付金給付事業+1
	物件費	700	765	66	企業誘致事業+1 し尿処理場維持管理+11 し尿処理場各槽清掃+25 臨時福祉給付金給付事業+5 子育て世帯臨時特例給付金給付事業+1 外国語指導充実事業+1 新規採用職員養成+1 消防団員被服整備+1 社会保障・税番号制度対応システム改修(総合行政システム)+14 “(生活保護システム)+2 “(障害者自立支援システム)+1 売却検討物件調査+2 地方公会計制度改正対応業務+1
	維持補修費	411	414	3	郷愁の丘センターハウス修繕+1 合宿の里ひまわり安全対策事業+2
	扶助費	1,451	1,451	—	
	建設事業費	983	993	10	し尿処理場各槽清掃+4 デマンド交通実証実験車両購入+4 防火貯水槽解体+2
	公債費	3,682	3,682	—	
	うち再生振替特例債	2,558	2,558	—	
	繰出金	955	955	—	
	その他	948	983	35	幸福の黄色いハンカチ基金助成+2 臨時福祉給付金給付事業+18 子育て世帯臨時特例給付金給付事業+2 石炭博物館再生事業補助+12 幸福の黄色いハンカチ基金積立+1
	合計	10,183	10,299	115	

※端数処理の結果、増減額及び合計が一致しない場合がある。

# 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

## 健全段階

- 指標の整備と情報開示の徹底
- ・フロー指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標：将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

## 財政の早期健全化

- 自主的な改善努力による財政健全化
- ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

## 財政の再生

- 国等の関与による確実な再生
- ・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
  - ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
  - ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

## 公営企業の経営の健全化

### 早期健全化基準

### 財政再生基準

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途設定されている。

実質赤字比率	道府県：3.75% 市町村：11.25%～15%	道府県：5% 市町村：20%
連結実質赤字比率	道府県：8.75% 市町村：16.25%～20%	道府県：15% 市町村：30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	都道府県・政令市：400% 市町村：350%	

資金不足比率  
(公営企業ごと)

### 経営健全化基準

20%

3年間(平成21年度から平成23年度)の経過的な基準(都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%)を設けている。東京都の基準についても、経過措置が設けられている。

指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用

(健全財政)

(財政悪化)